

地保第 916 号
平成25年6月12日

各総合振興局（振興局）保健環境部（地域保健室）長 様

保健福祉部健康安全局地域保健課長

感染症の診査に関する協議会の運営について

このことについては、平成19年3月29日付け健感発第0329003号厚生労働省健康局結核感染症課長通知（以下「通知」という。）に基づき運用されているところです。

通知の第3「協議会の開催方式について」において、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）第20条第1項の規定による勧告に係る入院についての協議会への意見聴取については、手続きを例外的に簡素化して差し支えない場合について記載されているところです。

つきましては、協議会を開催することが事実上困難な場合にあっては、次の点に留意の上、適正な運用を図るようお願いします。

記

- 1 協議会の開催について簡素化による方式が認められる場合について
次の事項の全てに該当する場合に限るもの。
 - (1) 感染症法第20条第1項による場合
 - (2) 協議会を開催することが困難な場合
 - (3) 通知の第3に記載された要件①から④を満たしている場合
- 2 簡素化による方式について
通知の第3に記載された方法イからハのいずれかに限るもの。
- 3 簡素化した場合の記録について
次のことを協議会開催に係る事務手続きの書類に記載するもの。
 - (1) 協議会を開催することが困難である理由
 - (2) 通知の第3に記載された要件①から④が満たされていることを記載すること。
 - (3) 通知の第3に記載された方法イからハのいずれかを記載すること。
- 4 簡素化による方式の運用開始時期について
運用に向けた体制等が整備された保健所から順次開始するもの。
- 5 その他について
上記以外の方法等による場合は、保健福祉部健康安全局地域保健課に事前に報告し、指示を受けるもの。

感染症・特定疾患グループ
担当 佐藤
電話 011-231-4111（内線 25-518）
FAX 011-232-2013